



平成 21 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 サイバーステップ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 類  
(コード番号 3810 東証マザーズ)  
問合せ先 経営管理室長 今坂 るみ  
(TEL. 03 - 5465 - 1500 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 7 月 27 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 21 年 8 月 24 日開催予定の当社第9期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条を削除するものであります。
- (2) 株式取扱規則に定める事項を明らかにするため現行定款8条に「株主の権利行使に際しての手続等」の文言を追加するものであります。
- (3) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第8条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを成して備え置くこととされているため、附則に新設し、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する旨を定めるものであります。
- (5) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 8 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 8 月 24 日

### 3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 ① <条文省略>	第1条 ① <現行のとおり>
第6条	第6条 <削除>
第7条 <u>当会社は、その株式に係る株券を発行する</u>	第7条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載</u> または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。
第8条 <u>当会社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u>	第8条 <u>当会社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u>
第10条 ① <条文省略>	第9条 ① <現行のとおり>
第31条 <新設>	第30条 附則 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u>
	第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u>
	第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>

以 上